

保発 0307 第 7 号
令和 6 年 3 月 7 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時食事療養費の見直しを実施し、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（令和 6 年厚生労働省告示第 65 号。以下「改正告示」という。）が令和 6 年 3 月 5 日に公布され、同年 6 月 1 日から適用することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合へ周知等を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

医療保険制度においては、保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、1 食当たりの総額及び被保険者等が負担する額を定め、その差分を入院時食事療養費又は入院時生活療養費のうち食事の提供に係るものとして支給することとしている。

この被保険者等が負担する額（以下「食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るもの」という。）については、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める等とされており、具体的な金額につい

ては、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）において定められている。

今般、食材費等の高騰等を踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、それぞれ所要の改正を行う。

第 2 改正告示の主な内容

1 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正（改正告示第 1 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者		<u>1食につき 490 円</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患者		<u>1食につき 280 円</u>
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 5 号又は同条第 4 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	<u>1食につき 230 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	<u>1食につき 180 円</u>
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 6 号又は同条第 4 項第 6 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）		<u>1食につき 110 円</u>

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。1 の(2)において「規則」という。）第 62 条の 3 各号に該当する者以外の者であって、B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1食につき 490 円との合計額</u>

		入院時生活療養(Ⅱ)(基準の入院時生活療養(Ⅱ)をいう。以下同じ。)を算定する保険医療機関に入院	1日につき370円と1食につき450円との合計額
B	規則第62条の3第4号又は第5号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1日につき370円と1食につき230円との合計額
C	規則第62条の3第4号又は第5号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と1食につき140円との合計額
D	規則第62条の3第4号に該当する者であって、E、F、Jのいずれにも該当しない者	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する保険医療機関に入院	1日につき370円と1食につき490円との合計額
		入院時生活療養(Ⅱ)を算定する保険医療機関に入院	1日につき370円と1食につき450円との合計額
E	規則第62条の3第4号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき370円と1食につき230円との合計額
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき370円と1食につき180円との合計額
F	規則第62条の3第4号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と1食につき110円との合計額
G	規則第62条の3第5号に該当する者であって、H、I、Jのいずれにも該当しない者		1日につき0円と1食につき280円との合計額
H	規則第62条の3第5号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき0円と1食につき230円との合計額
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき0円と1食につき180円との合計額
I	規則第62条の3第5号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき0円と1食につき110円との合計額
J	規則第62条の3第6号に該当する者		1日につき0円と1食につき110円との合計額

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成19年厚生労働省告示第395号)の一部改正(改正告示第2条関係)

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者の分類	食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	1食につき490円
B	C、Dのいずれにも該当しない指定特定医療を受ける指定難病患者	1食につき280円

C	低所得者Ⅱ（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高確令」という。）第15条第1項第5号又は同条第2項第5号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。）	過去1年間の入院期間が90日以内	1食につき230円
		過去1年間の入院期間が90日超	1食につき180円
D	低所得者Ⅰ（高確令第15条第1項第6号若しくは同条第2項第6号又は第14条第7項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。）		1食につき110円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。2の(2)において「規則」という。）第40条各号に該当する者以外の者であって、B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき490円</u> との合計額
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき450円</u> との合計額
B	規則第40条第4号又は第5号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1日につき370円と <u>1食につき230円</u> との合計額
C	規則第40条第4号又は第5号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と <u>1食につき140円</u> との合計額
D	規則第40条第4号に該当する者であって、E、F、Jのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき490円</u> との合計額
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき450円</u> との合計額
E	規則第40条第4号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき370円と <u>1食につき230円</u> との合計額
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき370円と <u>1食につき180円</u> との合計額
F	規則第40条第4号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と <u>1食につき110円</u> との合計額
G	規則第40条第5号に該当する者であって、H、I、Jのいずれにも該当しない者		1日につき0円と <u>1食につき280円</u> との合計額
H	規則第40条第5号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき0円と <u>1食につき230円</u> との合計額
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき0円と <u>1食につき180円</u> との合計額
I	規則第40条第5号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき0円と <u>1食につき</u>

		110 円との合計額
J	規則第 40 条第 3 号及び第 6 号に該当する者	1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額

3 適用期日及び経過措置

令和 6 年 6 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとする。

保発 0307 第 8 号
令和 6 年 3 月 7 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時食事療養費の見直しを実施し、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（令和 6 年厚生労働省告示第 65 号。以下「改正告示」という。）が令和 6 年 3 月 5 日に公布され、同年 6 月 1 日から適用することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

医療保険制度においては、保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、1 食当たりの総額及び被保険者等が負担する額を定め、その差分を入院時食事療養費又は入院時生活療養費のうち食事の提供に係るものとして支給することとしている。

この被保険者等が負担する額（以下「食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るもの」という。）については、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める等とされており、具体的な金額については、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担

額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）において定められている。

今般、食材費等の高騰等を踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、それぞれ所要の改正を行う。

第 2 改正告示の主な内容

1 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正（改正告示第 1 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	<u>1食につき 490 円</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患者	<u>1食につき 280 円</u>
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 5 号又は同条第 4 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内 <u>1食につき 230 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超 <u>1食につき 180 円</u>
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 6 号又は同条第 4 項第 6 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	<u>1食につき 110 円</u>

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

対象者の分類		生活療養標準負担額
A	健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。1 の(2)において「規則」という。）第 62 条の 3 各号に該当する者以外の者であって、B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院
		入院時生活療養（Ⅱ）（基準の入院
		1 日につき 370 円と <u>1食につき 490 円との合計額</u>
		1 日につき 370 円と <u>1食につき</u>

		時生活療養（Ⅱ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	450 円との合計額
B	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外のものであって、低所得者Ⅱ		1 日につき 370 円と <u>1 食につき 230 円との合計額</u>
C	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外のものであって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と <u>1 食につき 140 円との合計額</u>
D	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、E、F、J のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 490 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 450 円との合計額</u>
E	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 230 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 180 円との合計額</u>
F	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と <u>1 食につき 110 円との合計額</u>
G	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、H、I、J のいずれにも該当しない者		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 280 円との合計額</u>
H	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 230 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 180 円との合計額</u>
I	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 110 円との合計額</u>
J	規則第 62 条の 3 第 6 号に該当する者		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 110 円との合計額</u>

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）の一部改正（改正告示第 2 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類	食事療養標準負担額
A	B、C、D のいずれにも該当しない者	<u>1 食につき 490 円</u>
B	C、D のいずれにも該当しない指定特定医療を受ける指定難病患者	<u>1 食につき 280 円</u>

C	低所得者Ⅱ（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高確令」という。）第15条第1項第5号又は同条第2項第5号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。）	過去1年間の入院期間が90日以内	1食につき230円
		過去1年間の入院期間が90日超	1食につき180円
D	低所得者Ⅰ（高確令第15条第1項第6号若しくは同条第2項第6号又は第14条第7項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。）		1食につき110円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。2の(2)において「規則」という。）第40条各号に該当する者以外の者であって、B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき490円</u> との合計額
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき450円</u> との合計額
B	規則第40条第4号又は第5号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1日につき370円と <u>1食につき230円</u> との合計額
C	規則第40条第4号又は第5号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と <u>1食につき140円</u> との合計額
D	規則第40条第4号に該当する者であって、E、F、Jのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき490円</u> との合計額
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき450円</u> との合計額
E	規則第40条第4号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき370円と <u>1食につき230円</u> との合計額
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき370円と <u>1食につき180円</u> との合計額
F	規則第40条第4号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と <u>1食につき110円</u> との合計額
G	規則第40条第5号に該当する者であって、H、I、Jのいずれにも該当しない者		1日につき0円と <u>1食につき280円</u> との合計額
H	規則第40条第5号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき0円と <u>1食につき230円</u> との合計額
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき0円と <u>1食につき180円</u> との合計額
I	規則第40条第5号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき0円と <u>1食につき</u>

		110 円との合計額
J	規則第 40 条第 3 号及び第 6 号に該当する者	1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額

3 適用期日及び経過措置

令和 6 年 6 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとする。

保 発 0307 第 9 号
令 和 6 年 3 月 7 日

健康保険組合理事長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
(公 印 省 略)

「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時食事療養費の見直しを実施し、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」（令和6年厚生労働省告示第65号。以下「改正告示」という。）が令和6年3月5日に公布され、同年6月1日から適用することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

医療保険制度においては、保険医療機関に入院したときに必要となる食費について、1食当たりの総額及び被保険者等が負担する額を定め、その差分を入院時食事療養費又は入院時生活療養費のうち食事の提供に係るものとして支給することとしている。

この被保険者等が負担する額（以下「食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るもの」という。）については、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める等とされており、具体的な金額については、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担

額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）において定められている。

今般、食材費等の高騰等を踏まえ、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものについて、それぞれ所要の改正を行う。

第 2 改正告示の主な内容

1 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正（改正告示第 1 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	<u>1食につき 490 円</u>
B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患者	<u>1食につき 280 円</u>
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 5 号又は同条第 4 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内 <u>1食につき 230 円</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超 <u>1食につき 180 円</u>
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 6 号又は同条第 4 項第 6 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。1 の(2)において同じ。）	<u>1食につき 110 円</u>

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

対象者の分類		生活療養標準負担額
A	健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。1 の(2)において「規則」という。）第 62 条の 3 各号に該当する者以外の者であって、B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院
		入院時生活療養（Ⅱ）（基準の入院
		1 日につき 370 円と <u>1食につき 490 円との合計額</u>
		1 日につき 370 円と <u>1食につき</u>

		時生活療養（Ⅱ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院	450 円との合計額
B	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外のものであって、低所得者Ⅱ		1 日につき 370 円と <u>1 食につき 230 円との合計額</u>
C	規則第 62 条の 3 第 4 号又は第 5 号に該当する者以外のものであって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と <u>1 食につき 140 円との合計額</u>
D	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、E、F、J のいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 490 円との合計額</u>
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 450 円との合計額</u>
E	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 230 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 370 円と <u>1 食につき 180 円との合計額</u>
F	規則第 62 条の 3 第 4 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 370 円と <u>1 食につき 110 円との合計額</u>
G	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、H、I、J のいずれにも該当しない者		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 280 円との合計額</u>
H	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 230 円との合計額</u>
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	1 日につき 0 円と <u>1 食につき 180 円との合計額</u>
I	規則第 62 条の 3 第 5 号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 110 円との合計額</u>
J	規則第 62 条の 3 第 6 号に該当する者		1 日につき 0 円と <u>1 食につき 110 円との合計額</u>

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）の一部改正（改正告示第 2 条関係）

(1) 食事療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類	食事療養標準負担額
A	B、C、D のいずれにも該当しない者	<u>1 食につき 490 円</u>
B	C、D のいずれにも該当しない指定特定医療を受ける指定難病患者	<u>1 食につき 280 円</u>

C	低所得者Ⅱ（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高確令」という。）第15条第1項第5号又は同条第2項第5号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。）	過去1年間の入院期間が90日以内	1食につき230円
		過去1年間の入院期間が90日超	1食につき180円
D	低所得者Ⅰ（高確令第15条第1項第6号若しくは同条第2項第6号又は第14条第7項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。2の(2)において同じ。）		1食につき110円

(2) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとしたこと。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。2の(2)において「規則」という。）第40条各号に該当する者以外の者であって、B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき490円</u> との合計額
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき450円</u> との合計額
B	規則第40条第4号又は第5号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅱ		1日につき370円と <u>1食につき230円</u> との合計額
C	規則第40条第4号又は第5号に該当する者以外の者であって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と <u>1食につき140円</u> との合計額
D	規則第40条第4号に該当する者であって、E、F、Jのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき490円</u> との合計額
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する 保険医療機関に入院	1日につき370円と <u>1食につき450円</u> との合計額
E	規則第40条第4号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき370円と <u>1食につき230円</u> との合計額
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき370円と <u>1食につき180円</u> との合計額
F	規則第40条第4号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき370円と <u>1食につき110円</u> との合計額
G	規則第40条第5号に該当する者であって、H、I、Jのいずれにも該当しない者		1日につき0円と <u>1食につき280円</u> との合計額
H	規則第40条第5号に該当する者であって、低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	1日につき0円と <u>1食につき230円</u> との合計額
		過去1年間の入院期間が90日超	1日につき0円と <u>1食につき180円</u> との合計額
I	規則第40条第5号に該当する者であって、低所得者Ⅰ		1日につき0円と <u>1食につき</u>

		110 円との合計額
J	規則第 40 条第 3 号及び第 6 号に該当する者	1 日につき 0 円と 1 食につき 110 円との合計額

3 適用期日及び経過措置

令和 6 年 6 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとする。

○厚生労働省告示第六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項（これらの規定を同法第四百九条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十二条第二項及び第五十二条の二第二項（これらの規定を同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項及び第七十五条第二項（これらの規定を同法第七十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月五日

厚生労働大臣 武見 敬三

健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示
 (健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正)
 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成八年厚生省告示第二二三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
<p>一 健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>	<p>一 健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>	<p>健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。)第五十八条各号に該当する者以外の者</p>	<p>健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。)第五十八条各号に該当する者以外の者</p>
<p>規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者</p>	<p>規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者</p>	<p>規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者</p>	<p>規則第五十八条第一号又は第二号に該当する者</p>
<p>規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数(規則第五十八条第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む)若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む)、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十条第一項第一号ホ、第二号若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号若しくは第三号ホ(これらの規定を私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する場合を含む)、地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第三百五十二号)第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号若しくは第三号ホ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。)が九十日以下の者</p>	<p>規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数(規則第五十八条第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む)若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む)、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十条第一項第一号ホ、第二号若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号若しくは第三号ホ(これらの規定を私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する場合を含む)、地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十三年政令第三百五十二号)第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号若しくは第三号ホ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。)が九十日以下の者</p>	<p>一食につき二百三十円</p>	<p>一食につき二百十円</p>
<p>一食につき四百九十円</p>	<p>一食につき四百六十円(ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで間においては、一食につき三百六十円)</p>	<p>一食につき四百六十円</p>	<p>一食につき四百六十円</p>

		規則第五十八條第三号に該当する者		規則第五十八條第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの	
		規則第五十八條第三号に該当する者		規則第五十八條第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの	
		規則第五十五條の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者		規則第五十五條の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	
	一食につき百八十円	一食につき百十円	一食につき二百八十円	一食につき二百六十円	一食につき百六十円
二 健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。		区	分	額	額
規則第六十二條の三各号に該当する者以外の者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下この項において「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下この項において「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円 と一食につき四百九十円との合計額	一日につき三百七十円 と一食につき四百六十円との合計額 （ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百六十円との合計額）
規則第六十二條の三各号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの				一日につき三百七十円 と一食につき二百三十円との合計額	一日につき三百七十円 と一食につき二百二十円との合計額
規則第六十二條の三各号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第三号に該当するもの				一日につき三百七十円 と一食につき四百四十円との合計額	一日につき三百七十円 と一食につき四百六十円との合計額 （ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百六十円との合計額）
規則第六十二條の三各号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までは第六号に該当しないもの	基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円 と一食につき四百五十円との合計額	一日につき三百七十円 と一食につき四百二十円との合計額 （ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百六十円との合計額）
規則第六十二條の三各号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までは第六号に該当しないもの	基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円 と一食につき四百五十円との合計額	一日につき三百七十円 と一食につき四百二十円との合計額 （ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百六十円との合計額）

<p>規則第六十二 条の三第四号 に該当する者 であつて、同 条第一号又は 第二号に該当 するもの</p>	<p>規則第六十二 条の三第五号 に該当する者 であつて、同 条第一号又は 第二号に該当 するもの</p>	<p>規則第六十二 条の三第五号に該当する者であつて、同条第一号か ら第三号まで又は第六号に該当しないもの</p>	<p>規則第六十二 条の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に 該当するもの</p>	<p>規則第六十二 条の三第四号 に該当する者 であつて、同 条第一号又は 第二号に該当 するもの</p>	<p>規則第六十二 条の三第四号 に該当する者 であつて、同 条第一号又は 第二号に該当 するもの</p>
<p>規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の 十二月以内の入院日数が九十日を超える者</p>	<p>規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の 十二月以内の入院日数が九十日以下の者</p>	<p>規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の 十二月以内の入院日数が九十日以下の者</p>	<p>規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の 十二月以内の入院日数が九十日を超える者</p>	<p>規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の 十二月以内の入院日数が九十日を超える者</p>	<p>規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の 十二月以内の入院日数が九十日以下の者</p>
<p>一日につき零円と一食 につき百八十円との合 計額</p>	<p>一日につき零円と一食 につき二百三十円との 合計額</p>	<p>一日につき零円と一食 につき二百八十円との 合計額</p>	<p>一日につき三百七十円 と一食につき百十円と の合計額</p>	<p>一日につき三百七十円 と一食につき百八十円 との合計額</p>	<p>一日につき三百七十円 と一食につき二百三十 円との合計額</p>

<p>規則第六十二 条の三第四号 に該当する者 であつて、同 条第一号又は 第二号に該当 するもの</p>	<p>規則第六十二 条の三第五号 に該当する者 であつて、同 条第一号又は 第二号に該当 するもの</p>	<p>規則第六十二 条の三第五号に該当する者であつて、同条第一号か ら第三号まで又は第六号に該当しないもの</p>	<p>規則第六十二 条の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に 該当するもの</p>	<p>規則第六十二 条の三第四号 に該当する者 であつて、同 条第一号又は 第二号に該当 するもの</p>	<p>規則第六十二 条の三第四号 に該当する者 であつて、同 条第一号又は 第二号に該当 するもの</p>
<p>規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の 十二月以内の入院日数が九十日を超える者</p>	<p>規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の 十二月以内の入院日数が九十日以下の者</p>	<p>規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の 十二月以内の入院日数が九十日以下の者</p>	<p>規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の 十二月以内の入院日数が九十日を超える者</p>	<p>規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の 十二月以内の入院日数が九十日を超える者</p>	<p>規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の 十二月以内の入院日数が九十日以下の者</p>
<p>一日につき零円と一食 につき百六十円との合 計額</p>	<p>一日につき零円と一食 につき二百十円との合 計額</p>	<p>一日につき零円と一食 につき二百六十円との 合計額</p>	<p>一日につき三百七十円 と一食につき百円との 合計額(ただし、平成 二十九年十月一日から 平成三十年三月三十一 日までの間において は、一日につき二百円 と一食につき百円との 合計額)</p>	<p>一日につき三百七十円 と一食につき百六十 円との合計額)</p>	<p>一日につき三百七十円 と一食につき二百十 円との合計額)</p>

		改正後		改正前			
<p>規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの</p>		<p>一日につき零円と一食につき百十円との合計額</p>		<p>規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの</p>		<p>一日につき零円と一食につき百円との合計額</p>	
<p>規則第六十二条の三第六号に該当する者</p>		<p>一日につき零円と一食につき百十円との合計額</p>		<p>規則第六十二条の三第六号に該当する者</p>		<p>一日につき零円と一食につき百円との合計額</p>	
<p>三・四 (略)</p>		<p>三・四 (略)</p>		<p>三・四 (略)</p>		<p>三・四 (略)</p>	
<p>第二條 (後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正)</p>							
<p>後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額 (平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号) の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)</p>							
		改正後		改正前			
<p>一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>		<p>一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>		<p>一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>		<p>一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>	
区	分	区	分	区	分	区	分
<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 (平成十九年厚生労働省令第二百二十九号。以下「規則」という。)第三十五条各号に該当する者以外の者</p>		<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 (平成十九年厚生労働省令第二百二十九号。以下「規則」という。)第三十五条各号に該当する者以外の者</p>		<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 (平成十九年厚生労働省令第二百二十九号。以下「規則」という。)第三十五条各号に該当する者以外の者</p>		<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 (平成十九年厚生労働省令第二百二十九号。以下「規則」という。)第三十五条各号に該当する者以外の者</p>	
<p>規則第三十五条第一号に該当する者</p>		<p>規則第三十五条第一号に該当する者</p>		<p>規則第三十五条第一号に該当する者</p>		<p>規則第三十五条第一号に該当する者</p>	
<p>次欄に掲げる者以外の者</p>		<p>次欄に掲げる者以外の者</p>		<p>次欄に掲げる者以外の者</p>		<p>次欄に掲げる者以外の者</p>	
<p>被保険者番号 (高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号) 第六十一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。)、氏名及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第五項に規定する個人番号をいう。))並びに入院日数 (健康保険法施行規則 (大正十五年内務省令第三十六号) 第五十八条第一号若しくは第二号 (国民健康保険法施行規則 (昭和三十三年厚生省令第五十三号) 第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。))若しくは第六十二条の三第一号若しくは第</p>		<p>被保険者番号 (高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号) 第六十一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。)、氏名及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第五項に規定する個人番号をいう。))並びに入院日数 (健康保険法施行規則 (大正十五年内務省令第三十六号) 第五十八条第一号若しくは第二号 (国民健康保険法施行規則 (昭和三十三年厚生省令第五十三号) 第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。))若しくは第六十二条の三第一号若しくは第</p>		<p>被保険者番号 (高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号) 第六十一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。)、氏名及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第五項に規定する個人番号をいう。))並びに入院日数 (健康保険法施行規則 (大正十五年内務省令第三十六号) 第五十八条第一号若しくは第二号 (国民健康保険法施行規則 (昭和三十三年厚生省令第五十三号) 第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。))若しくは第六十二条の三第一号若しくは第</p>		<p>被保険者番号 (高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号) 第六十一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。)、氏名及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第五項に規定する個人番号をいう。))並びに入院日数 (健康保険法施行規則 (大正十五年内務省令第三十六号) 第五十八条第一号若しくは第二号 (国民健康保険法施行規則 (昭和三十三年厚生省令第五十三号) 第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。))若しくは第六十二条の三第一号若しくは第</p>	
<p>一食につき二百三十円</p>		<p>一食につき二百十円</p>		<p>一食につき二百十円</p>		<p>一食につき二百十円</p>	
<p>一食につき百八十円</p>		<p>一食につき百六十円</p>		<p>一食につき百六十円</p>		<p>一食につき百六十円</p>	

規則第四十条 各号に該当する者以外の者	区 分	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する者(平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。)の入院時生活療養(Ⅰ)を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円 と一食につき四百九十円との合計額
		基準の入院時生活療養(Ⅱ)を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円 と一食につき四百五十円との合計額
<p>二 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものは、三食に相当する額を限度とする。</p>			
規則第三十五条第二号に該当する者	一食につき百十円	<p>二 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものは、三食に相当する額を限度とする。</p>	
規則第三十五条第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの	一食につき二百八十円	<p>二 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものは、三食に相当する額を限度とする。</p>	

規則第四十条 各号に該当する者以外の者	区 分	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する者(平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。)の入院時生活療養(Ⅰ)を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円 と一食につき四百六十円との合計額
		基準の入院時生活療養(Ⅱ)を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円 と一食につき四百二十円との合計額
<p>二 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものは、三食に相当する額を限度とする。</p>			
規則第三十五条第二号に該当する者	一食につき百円	<p>二 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものは、三食に相当する額を限度とする。</p>	
規則第三十五条第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの	一食につき二百六十円	<p>二 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものは、三食に相当する額を限度とする。</p>	

<p>規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの</p> <p>一日につき三百七十円と一食につき二百三十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当するもの</p> <p>一日につき三百七十円と一食につき四百四十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第三号に該当するもの</p> <p>一日につき零円と一食につき百十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの</p> <p>基準の入院時生活療養(Ⅰ)を算定する保険医療機関に入院している者</p> <p>一日につき三百七十円と一食につき四百九十円との合計額</p>	<p>基準の入院時生活療養(Ⅱ)を算定する保険医療機関に入院している者</p> <p>一日につき三百七十円と一食につき四百五十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの</p> <p>次欄に掲げる者以外の者</p> <p>一日につき三百七十円と一食につき二百三十円との合計額</p>
<p>規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの</p> <p>一日につき三百七十円と一食につき二百十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当するもの</p> <p>一日につき三百七十円と一食につき百三十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第三号に該当するもの</p> <p>一日につき零円と一食につき百円との合計額</p>	<p>規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの</p> <p>基準の入院時生活療養(Ⅰ)を算定する保険医療機関に入院している者</p> <p>平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百十円と一食につき三百六十円との合計額</p>	<p>基準の入院時生活療養(Ⅱ)を算定する保険医療機関に入院している者</p> <p>平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百十円と一食につき三百六十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの</p> <p>次欄に掲げる者以外の者</p> <p>平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百十円と一食につき二百十円との合計額</p>

<p>入院日数届出被保険者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの</p> <p>一日につき三百七十円と一食につき百八十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの</p> <p>一日につき三百七十円と一食につき百十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの</p> <p>一日につき零円と一食につき二百八十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号に該当するもの</p> <p>次欄に掲げる者以外の者</p> <p>一日につき零円と一食につき二百三十円との合計額</p> <p>入院日数届出被保険者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの</p> <p>一日につき零円と一食につき百八十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの</p> <p>一日につき零円と一食につき百十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第六号に該当する者</p> <p>一日につき零円と一食につき百十円との合計額</p>
<p>入院日数届出被保険者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの</p> <p>一日につき三百七十円と一食につき百六十円との合計額(ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき百六十円との合計額)</p>	<p>規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの</p> <p>一日につき三百七十円と一食につき百円との合計額(ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき百円との合計額)</p>	<p>規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの</p> <p>一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号に該当するもの</p> <p>次欄に掲げる者以外の者</p> <p>一日につき零円と一食につき二百十円との合計額</p> <p>入院日数届出被保険者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの</p> <p>一日につき零円と一食につき百六十円との合計額</p>	<p>規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの</p> <p>一日につき零円と一食につき百円との合計額</p>	<p>規則第四十条第六号に該当する者</p> <p>一日につき零円と一食につき百円との合計額</p>

附 則

(適用期日)

この告示は、令和六年六月一日から適用する。

(経過措置)

この告示の適用の日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例による。

2

1